

電力・ガス取引監視等委員会

第49回料金制度専門会合

1. 日時：令和5年11月8日（水） 17：01～17：48
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念委員、大屋敷委員、川合委員、河野委員、東條委員、華表委員、平瀬委員、松村委員  
(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○鍋島NW事業監視課長 定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第49回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局ネットワーク事業監視課長の鍋島です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っております。

本日、梶川委員は御欠席です。圓尾委員は、数分遅れて入られるというふうに聞いております。

なお、本日も一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請について御議論いただきますので、オブザーバーとして一般送配電事業者各社が出席されております。個社の申請内容について、直接質問されるということでも差し支えないと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は山内座長にお願いしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 それでは、議事に進みたいと思います。議事次第に今日の議題2つということでありまして、1つは「一般送配電事業者10社の託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請に係る『国民の声』の募集結果について」であります。もう一つは、見通しの変更承認申請の審査についてということですが、まず1番目の議事からいきたいと思います。これについて、資料3で事務局から御説明をお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 それでは、資料3について御説明いたします。

今般の一般送配電事業者10社の託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請につきま

して、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室におきまして「国民の声」を募集いたしました。9月29日から10月28日まで募集しましたが、提出された意見は1件であります。そのうち電力・ガス取引監視等委員会における審査に関する御意見についてはなく、この意見は実施主体である資源エネルギー庁において答えていただくべきものだと考えております。料金制度専門会合に御報告する意見は、今般はなかったということを御報告いたします。

○山内座長      ありがとうございました。

本件は報告事項ということでございまして、特に皆さんから御意見伺うこともないというふうに思いますので、議題1については以上とさせていただきます。

議題2ですけれども、これは先ほど申しましたように、託送供給等に係る収入の見通しの変更承認申請の審査でございます。これについては資料4、事務局から御説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長      それでは、資料4につきまして御説明いたします。

まず2ページ目ですけれども、収入の見通しの変更承認申請につきましては、本年9月29日付で行われました、第1規制期間の収入の見通しを変更するという申請であります。前回の会合におきまして、各社から内容について簡潔に御説明いただくとともに、審査を進めるに当たっての審査項目について御議論をいただきました。

本日の会合では、当該審査項目に従い事務局が検証した内容について報告させていただきます。これについて御審議いただきたいと考えております。

3ページ目、前回も内容はお示しいたしましたが、今般の期中調整に係る申請額であります。実際の申請は前回の承認額に上乗せして出てきているわけですが、この表におきましては差額を示しております。一番下にオレンジで色塗りをしたものがありますが、これが1年当たりに直したものでありまして、期中調整の額は10社合計では177億円であります。なお、現行の収入の見通しは10社計で4兆6,836億円となっております。なお、ここでは申請額について書いてありますけれども、事業計画についても所要の修正を行っているということでもあります。

続きまして4ページ目ですけれども、今般の申請についての審査の方法について御説明いたします。2段階で確認するということにしたいと考えておりまして、期中調整の必要性について、省令に照らして翌期調整ではなく期中調整を実施する必要性について検証を行うと。その上で、期中調整の必要性が認められたならば、申請額の妥当性について、公

表済みの託送収支計算書などと整合しているか、当初見積もった費用からの変化額を合理的に見積もっているかといったことを確認していきたいと考えております。

それでは、5 ページ目以降、早速、期中調整の必要性（検証結果）について御報告いたします。

6 ページ目ですけれども、電気事業法におきましては、エネルギー政策の変更その他のエネルギーを巡る諸情勢の変化等を目的とした申請であって、算定省令、算定指針に沿った申請である場合には期中調整が認められるということになります。

今回の期中調整の費目別にまず考えていきますと、今回上がってきている期中調整の費目は3つのグループに分けることができると考えております。追加kW・kWh公募費用などの3項目、容量拠出金の稀頻度リスク相当などの3項目、最後にブラックスタート公募費用の2023年度向けなどの項目ということで、順に御説明していきたいと考えております。

7 ページ目ですけれども、まず追加kW・kWh公募費用、インバランス収支過不足、最終保障供給対応の3項目についてです。これらにつきましては、資源エネルギー庁の審議会などで議論されて、収入の見通しへの算入を認めることになったものであります。

先に次のページを御説明したいと思います。これはkW公募・kWh公募に関して資源エネルギー庁で昨年10月に議論されたものです。このkW公募・kWh公募は、元をたどれば2021年の冬の需給逼迫を踏まえて始まったものでありまして、21年度の冬季以降、冬、夏の高需要期における追加供給対策として、一般送配電事業者がその費用負担でkW公募・kWh公募を実施してきたものです。

ということで、要すれば国際的なエネルギー需給のいろいろな混乱であるとか価格の高騰というようなことがあって、そして昨年の10月ですけれども、ちょうどエネルギー価格が高騰していたときにこうした議論がなされ、4 ポツ目、5 ポツ目に書いてありますけれども、一般送配電事業者の収支に大きな影響が生じており、場合によっては期中調整を行う方向で検討を行うといった議論がなされてきたものであります。

続いて、9 ページはインバランス収支に係る議論ということですが、現行のインバランス制度につきましても、左の一番上に小さく書いてありますけど、「2021年1月の事象に対する」とありますけれども、コロナ後の需給が逼迫した時期にインバランス制度が変わり、それ以降も、右の囲みのところにありますけれども、収支相償の考えの下、管理していくというような議論がされていたところであります。特に昨年度はエネルギー価格も大きく上昇した局面なので、今、こうしたエネルギー情勢の変化を受けて収支に影響が出て

いると考えて差し支えないと考えております。

10ページ目ですけれども、最終保障供給に関するものでありますけれども、2022年度を通じて最終保障供給の規模は大きく膨らんだということは事実でありまして、これによって収支に影響が出たということであります。3ポツに書いてありますけれども、2023年3月までにおける損益については、託送料金による回収を認めることとしてはどうかといった議論がなされております。

ということで7ページに戻りまして、3項目につきましては、こうしたエネルギー情勢の変化を踏まえて講じられた制度、措置された制度などに起因して発生しているものであり、その実績が確定したというものでありますので、エネルギー情勢の変化に該当するものとして期中調整を認めて差し支えないのではないかと考えております。

続きまして11ページですけれども、容量拋出金等の期中調整についてです。このうち容量拋出金（稀頻度リスク相当）については、本年5月の資源エネルギー庁の電力・ガス基本政策小委員会において、稀頻度リスク分を託送負担とすると新たに整理されたものであります。エネルギー政策の変更に該当するとして、期中調整を認めて差し支えないのではないかと考えております。その際は、2026年度への容量拋出金のオークション結果は既に出ておりますので、これは反映することが適当と考えております。

また、ブラックスタート公募費用についても新たに公募結果が出てきておりますし、容量市場の2026年度分オークション結果を反映することが適当と考えておりますので、この3項目について、エネルギー政策の変更に起因するもの、併せて適切に妥当な金額に直すものということで、期中調整を認めて差し支えないのではないかと考えております。

12ページは、電源Ⅰ・Ⅱの公募費用であるとかブラックスタートの公募費用の2023年度分ということですが、これは必ずしもエネルギー政策の変更によって出てきた収支の変化というものではないとは考えておりますけれども、公募等の外生的要因により2023年度分の金額は確定したものであります。

こういう金額が新たに確定したというだけで毎回、期中調整の申請を行っていただいても、とは思いますが、これらの費用は外生的要因によって発生した費用である、そしてこの費用については乖離値が確定しているということ、そして、先に申し上げたような、ほかの項目において期中調整を行う際にこれらの項目も併せて期中調整を行うということについて、妥当な調整として認めて差し支えないのではないかと考えております。

13ページ目ですけれども、これに加えて今般の期中調整の申請に当たっては、来年

度から発電側課金が導入されるという事情もございます。託送料金の単価改定がいずれにしても行われますので、小売事業者における料金改定の対応等がいずれにしても発生するという状況であるというようなこともあります。

そうした中で、早期に期中調整をして速やかに料金に反映させるということは、先々に、5年後の需要家に負担いただくというよりも望ましいのではないかと考えておりますし、今から反映させ、4年かけて平準化して反映させることもできるということでもあります。

それから、先ほども述べたように、エネルギー政策の変更に関して一般送配電事業者で御負担していただいている費用もありますし、黒字が出ている費用もありますが、一旦精算をすることによりまして、今後も新たな事情が生じたときに一般送配電事業者において対応がしやすくなるのではないかと考えております。こうした安定供給上のメリットもあると考えております。

こうしたことを踏まえると、今回の期中調整については、期中調整を行うこと自体は妥当と認めてよいのではないかと考えております。なお、こういうことでいろいろと期中調整の必要性について分析して議論しておりますけれども、申請があった都度審査を行うということで、今回の審査結果は今後の審査方針を何ら拘束するものではないと。これは2つの意味がありまして、同じようなものが出てきたら必ず認めるということでもないと思いますし、別の理由で何か申請が出てきたら、また別の理由で認めるということもあり得ると。そういう意味で、今回についてはこういう結果ということで考えていいのではないかと考えております。

16ページ以降は額の妥当性についてです。審査の要領については、このように前回御議論させていただきました。

19ページ、追加kW・kWh公募費用ですが、次のページに検証結果を書いておりますけれども、既に確定した金額をきちんと按分していると、かつ託送収支計算規則に基づく託送収支の数字とも合致しているということで、問題ないのではないかと考えております。

22ページ以降がインバランス収支の過不足についてです。これについては少し丁寧に御説明させていただきます。

23ページですけれども、こちらが各事業者のインバランス収支過不足でありまして、結論としては、この数字で問題はないと考えております。この数字自体は、監査法人の監査も受けて公表している託送収支計算書、その中に含まれるインバランス等収支計算書の数字と符合しているところです。ただ一方で、こうした過不足がどうして発生するのかとい

う点については、事務局のほうでも分析してみました。

24ページ目はインバランス料金の仕組みですけれども、まず概括的なざっとした説明ですけれども、送配電事業者は電力量の過不足、インバランスについて調整しておりまして、発電事業者、小売事業者からお金をもらって調整用電源の提供者にお金を払うというものであります。個々の発電事業者、小売事業者は、それぞれバランシンググループで余剰もあれば不足もありますけれども、それが相殺されていってエリアのインバランス量が残ри、それを調整力で調整するということになります。

ここに書いてある単価が全部同じであれば、本来的には収支のずれは生じないところです。ここに書いてあるインバランス料金の単価は、一般送配電事業者が用いる調整力のkWh単価を参照して決定されるということにはなっております。そういう制度なんですけれども、じゃなぜ収支のずれが生じるかということですが、次の25ページを御覧いただければと思います。

21年度から、調整力については広域運用がなされております。インバランスの料金単価は、こうした旧エリアの広域運用の調整力のkWh単価を参照しています。広域運用で調整力をいろいろ上手に活用しているということではあるんですが、それは実需給の20分前までの予測値を基にいろいろ調整していきまして、実需給の20分前までに予測できなかったものについては、それぞれのエリアでそれぞれ対応してくださいということになっております。

あと、調整力を使うものとしては最終保障供給や持ち替え、これはそれぞれのエリアの事情で、調整力提供者間でいろいろと凸凹とかあったときに調整するというようなことですけれども、いずれにしても自エリアの調整力を用いて対応することがあります。インバランス料金単価は広域運用調整力のkWh単価ですが、自分のエリアの調整力の価格がずれていると、結局収支に乖離が発生してしまうということになります。自分のエリアの調整力が広域運用の調整力よりも高い事業者もいれば安い事業者もいるということでもあります。

26ページですけれども、調整力については上げ調整力、つまり電力量が不足としたときに焚き増して出力を上げるというときの上げ調整力の単価と下げ調整力、電気が余ってしまつて調整電源に出力を下げてもらうとき、そういうふうをお願いするときに使う単価、V 1 単価とV 2 単価というものがあつて、一般的にはV 1 単価のほうが高いということになります。

2つ目のポツに書いてあることは、実需給20分前には電気が余っていたんだけれ

ども、その後の20分間の間に事情が変わり電気が不足するということになった場合には、V 1 単価をエリア内の調整力提供者に支払うことになる。ところが、20分前は電気が余ると思っていたのでインバランス単価はV 2 単価になっているというようなときには、一般送配電事業者にとっては赤字が発生するということになります。

次のページは不足インバランス時の価格ということで、オレンジが広域運用の調整力の価格、青が自分のエリアの調整力単価ということですが、エリアによっては自分のエリアの価格のほうが高いというところがあると。東京などは、逆に自分のエリアの調整力のほうが安いということになっています。

28ページは余剰インバランス、余剰時の話ですが、北海道、関西についてはこうした乖離があります。

29ページはインバランス収支関連での電力量の内訳ということですが、上から4行目、真ん中ぐらいにある濃い緑のところが「エリア内調整力に係る電力量」ということでして、これは実需給の20分前以降の変動に対して調整するものですが、これが意外とたくさん使われていると。20分前以前の広域運用で調達してくる調整力よりも、むしろたくさん使っているというようなエリアもあります。

30ページですが、こうした中でそれぞれのエリアで収支の過不足が出てきたというものであります。

31ページですけれども、特にインバランス収支の赤字額が大きいエリアの状況ですけれども、北海道と関西送配電は、エリア内の調整電源の特にV 2 単価が広域運用の調整力の単価と乖離をしていると。実需給の20分前以降に下げ調整をいろいろ行ったところ、赤字が出ましたということであります。

九州については、実需給の20分前までにエリアインバランス量を余剰と判断した後にエリアインバランスが不足に転じたというようなケースがたくさんあったということでありまして、それで赤字が発生したということになっております。以上がインバランス収支です。

32ページですが、最終保障供給対応についてです。

33ページですけれども、まず最終保障供給ですが、大口需要家で新電力や旧一般電気事業者（みなし小売電気事業者）など、小売電気事業者と契約が結べなかった人が最終的に駆け込むという意味での最終保障供給ですけれども、昨年の22年の3月・4月頃から、こうした最終保障供給というのはいわゆる電力難民問題とともに増えてまいりました。昨年

12月に承認した現行の収入の見通しには、もう既に9月分までの収支は織り込み済みです。この9月のときまでは、各社ともこの最終保障供給で赤字が発生しておりました。ところが、10月以降は最終保障供給で黒字が発生しておりまして、これを今回申請に織り込むと、収入の見通し上は、押し下げ要因、値下げ要因になるということでもあります。

ちょっと状況を御説明しますと、次のページで、最終保障供給は今年度に入りまして目立って減ってきておりますが、今年の3月まではそれなりの需要家が最終保障供給を受けておりました。

次のページですけれども、収支を見ますと、昨年9月頃までは灰色の棒グラフが下に伸びていまして、要するに赤字でしたけれども、その後は黒字に転じております。その理由としては、昨年9月に行った最終保障供給の料金体系見直しがあったこと、それから燃料費調整制度の関係で収入単価が上昇したというようなこと、他方でスポット市場で原資を調達し始めたこと等々で、収入が高止まりする一方でコストが下がったので黒字が発生していたということでもあります。

次のページはほかのエリアのグラフで、38ページは昨年9月の料金体系の見直しについての説明です。

ということで黒字分を計上しますと、特に東京電力などでは収入の見通しの値下げ要因となります。

39ページ目以降は少し駆け足で御説明しますが、容量市場の関係です。稀頻度リスク相当の容量拠出金については、資源エネルギー庁の審議会ですういうふうになったというものでありまして、40ページ目ですが、費用についてはきちんと計算されているということを事務局において確認しております。

次のページは、どこがどう変わったかというところですが、従来は7%負担だったものを8%負担というふうに決められたということでもあります。

42ページは、2026年度の容量オークション結果が出たということでありまして、既に2026年度部分は収入の見通しの中に織り込まれているんですが、それは見通しで織り込んでいました。今回、結果が出たということで、織り込み額よりも結果的に価格が低かったものですから、43ページに行きまして、収入の見通しの下げ要因となります。

44ページ、ブラックスタート公募費用であります。これについては次のページで見ますと、新しく公募結果が出ましたけれども、容量市場の額等々いろいろ反映しますと、あまり変わりはありません。ちょっと事業者によって、公募のブラックスタートの数字が

思ったよりも高かったとか、そういうことがいろいろあって数字の入り繰りありますけれども、こうした形で決まっております。

45ページは2023年度向けのブラックスタート公募費用でして、これは織り込み額とそんなに大きな違いはありません。

48ページ目ですが、電源Ⅰ・Ⅱの公募費用につきましても、これは次のページですが、制度設計専門会合などで検証した数字と整合的であることを確認いたしました、というところであります。

53ページに行っていただきまして期中調整の審査結果ですけれども、結論といたしまして、事務局の検証としては問題がないと考えておりますので、専門会合としてはこのとおりに審査結果を取りまとめてはどうかと考えております。

これを現行の収入の見通しに反映すると、全社計では0.4%程度の増加要因になります。こういう審査結果について、今後、電力・ガス取引監視等委員会の本委員会に報告することとしたいと考えております。

なお、この申請の承認がなされた場合には、各一般送配電事業者におきましては、法律に基づいて収入の見通しを公表することになります。その後、各社においては託送供給等約款の変更認可申請を行うことになります。その際には、発電側課金が来年度から導入されますので、この収入の見通しを発電側課金分と従来どおりの小売課金分に振り分けまして、それで料金単価をつくっていくということになります。

事務局からの説明は以上となります。

○山内座長      ありがとうございました。

それでは、今御説明いただいた資料4、変更承認申請の審査ということであります。これについて御議論願いたいと思います。御発言御希望の方は、Teamsの挙手機能でお知らせいただければと思います。チャットではなくて挙手機能ですね。いかがでしょうか。どなたかいらっしゃいますか。最初に説明があったように、まずは期中調整の必要性の議論と申請額の妥当性、こういうことになるわけですが、それについて何か御質問等ございますでしょうか。妥当性については、エネ庁のほうの電力・ガス小委でいろいろ項目については議論して決めてきた、それを今回適用するかどうかということで、御提案は、必要性はあるのではないかとということと、額についても様々な検証していただいておりますけれども、それは適切なものであると、こういう結論になっていると思いますが、どなたかいらっしゃいますか。

今、手が挙がりましたが、河野委員、どうぞ御発言ください。

○河野委員　御指名ありがとうございます。日本消費者協会の河野です。どなたも質問なさらないのはどうかと思ったので、手を挙げさせていただきました。今御説明いただきました期中調整に関する必要性の御説明、それから数字の妥当性に関しましても、御説明いただいた内容で私自身は理解できたというふうに思っています。

ここで発言させていただきたいと思ったのは、最終的に今回のこの審査結果が電力・ガス取引監視等委員会に報告されて、発電側課金等の実際の数字も加味した上で経産大臣に託送供給約款の変更認可届が出され、認可される。その後、最終的な託送料金の単価改定が実行されると思うのですが、今回のこの期中調整によって、事業者さんによって上振れ、下振れがあったとしても、最終的な数字にもものすごく大きな影響が出ることがないというのは、私自身も今回の御説明でよく分かりました。

その上で、5年間はレベニューキャップ制度が導入されて変わらないとされていた託送料金が、1年たったところで多少なりとも変更提案になるということに対しまして、今回なぜこういう状況になったのかということに対して、託送料金の改定単価が公表される、恐らくエネ庁さんのホームページで公表されるのかなと思いつつ、公表される、掲示をするのと併せて、簡単な背景といいたししょうか、解説をつけていただければなというふうに思った次第です。

リンクを張っていただいても構いませんので、今回の期中調整の先ほど御説明いただいた必要性和妥当性等について簡単に背景を説明していただけると、「国民の声」でどこに声を出していいのか、何について注力したらいいのかというところが恐らく分からない状態で基本的に「国民の声」も出てこなかったと思いますので、事後ですけれども、今エネ庁さんのホームページも監視等委員会様のホームページもどちらも非常に情報提供は丁寧に分かりやすくなっていますので、今回のこの期中調整の背景というところも、少しだけ解説をつけていただければと思っておりましたので、そのお願いでございます。ありがとうございました。

○山内座長　ありがとうございました。

ほかに御意見・御質問ございますか。特によろしいですか。

松村委員が先にお手を挙げています、松村委員、どうぞ御発言ください。

○松村委員　失礼しました。私、後でもよかったのですが。まず、今回の事務局の提案は全て合理的だと思いますので、支持します。

基本的に期中変更を認めるという判断に至る必要条件是満たしているということをまず確認し、その必要条件を満たしたということを確認後は総合判断だと思うのですが、いろいろな事情を考慮し、あえて期中で託送料金が変わってしまうデメリットと変えることのメリットを総合的に判断し、今回は既に説明があった、今までの具体的に説明があった特殊要因があることを踏まえると、変えるのは妥当だということも全くそのとおりだと思います。全ての点で支持します。

その上で、次回以降の点について今回を先例としないことをちゃんと確認していただいたので、それで問題はないのですが、個別の点で注意を払っていただきたい点があります。それはインバランス収支過不足に対してです。今回の説明で、かなり複雑な状況があることが分かったと思います。理由があってこういう制度にしたので、制度の設計自体が間違っていたというわけではないのですが、20分を超えた後でこれだけ多くの調整が必要だということが、必ずしも十分認識されて制度が設計されたわけではないのかもしれない。そうだとすると、本当に今のこの制度でよいのだろうかという議論にも波及する可能性があると思います。

しかし、そのような議論をするためには、何が起きているのかは今回の資料だけでは十分分らない。この時間の中でこれだけをピンポイントで要因を分析し、何が起きているのかを完全に理解することはとても難しいことは十分分かりますが、インバランス周りに関しては宿題が残った。将来の制度設計という点でもそうですし、次回の第2期の託送料金の査定の観点からも、ここで何が起きているのか、それは本当に改善の余地がないのかということについて、詳細な議論がどこかで必要だと思います。

そのような議論をするためには、そのことをもっと細かく深く知らなければいけない。この点は宿題に残ったということ、この委員会の委員も別の専門会合の委員も認識すべきだと思います。

さらに、もともとの発想では、20分前から実際の実需給までこんな大きな変動があると多くの人は想定していなかったのではないかと。例えば太陽光発電は、急に曇った結果として出力が下がることがあり得るのは十分分かるのですが、太陽光の予想については、前日段階はともかくとして、当日、実際に発電を見極めた後は、かなりの程度正確に予想できるということがいろいろな委員会で説明されていた気がします。にもかかわらず、なぜこれほど多くの量が出てくるのか、あるいは多くの量というのも私が誤解しているだけなのかもしれませんし、それについては少し説明がありますが、これだけでは到底納得いかな

い。もう少し丁寧な説明が必要だと思います。

さらに、仮に予想が外れることがあったとしても、普通に予想していて普通の誤差の分布であれば、上げも下げも同じように外すのが自然であるのにもかかわらず、片方に著しく偏って外している事業者があるのではないかと疑わせるデータも出てきています。これは、事業者がかなりバイアスを持った変な予想をしていたという疑いもありますが、多分その評価はフェアではなく、上げ方向と下げ方向では対応するためのコストが全く違うというような特殊な事情、あるいは社会的なコストが全く違うという特殊な事情があり、その点まで踏まえれば、合理的な予測だったのかもしれない。しかしその点について十分な説明が今回なされているとは私には思えません。この点についても十分調べ、本当に合理的なのかどうかも考えなければいけないと思います。

いずれにせよ、外部的な要因が大きいことは分かりましたが、潜在的には事業者の巧拙によって大きくコストが変わり得る、その可能性があるということを示唆した資料でもあると思いますので、第2規制期間においてはここは、ある意味で外生だからしょうがないと精査なしに整理するわけにはいかなかったと思います。この点については、ヤードスティック査定も含めかなり考えていかなければいけない分野だと思います。この点についての継続的な精査、理解を促すための今後の分析をぜひお願いします。

以上です。

○山内座長      ありがとうございました。

事務局のコメントは全ての発言が終わってからということにしますが、ほかにいらっしゃいますか。——よろしいですか。今、非常に重要な御指摘もいただきましたので、それでは、お二方から御指摘の点がございましたので、事務局のほうから御対応いただきたいと思います。

○鍋島NW事業監視課長      ありがとうございます。まず、河野委員から御指摘いただきました、必要性・妥当性を分かりやすく説明した資料という点については、作成することを検討させていただきます。分かりやすいものを作っていきたいと思います。

松村委員から御指摘いただいた点ですけれども、事務局も今回、問題意識を持っていろいろと調べてまいりました。制度に関わることはありますし、現行制度を前提としてこういうふうな数字になっているわけであります。ヒアリングをしていて特段何か意図的に収支を悪化させるような振る舞いが確認されたというわけでは全くありません。ただ、御指摘のように何が起きているかということについて、もっといろいろ制度的には解明す

る余地があると思いますので、料金の会合というよりは制度の関係の会合だとは思いますが、事務局としても、次の規制期間を待つことなく調べていきたいというふうに思っております。

○山内座長      ありがとうございました。

よろしゅうございますでしょうか。そういう形で事務局のほうで御対応いただくということであります。

ただ、本件について何か異論があったというのではない、とお二方もおっしゃっておいりましたし、ほかの方も御発言特にございませんので、私としては、事務局案のとおり審査結果を本委員会に報告ということにさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

関西送配電の寺町オブザーバー、どうぞ御発言ください。

○寺町オブザーバー      関西電力送配電・寺町でございます。最後に当てていただいて、ありがとうございます。

このたび、私どもの申請に対して御議論いただき、ありがとうございます。今回の申請とは直接関わり合いのない内容で恐縮ですが、人件費の上昇や資材価格の高騰を受けた諸物価の上昇影響というところは皆様の御承知のところでありまして、加えて、弊社では、昨年度から需給調整市場三次①の調達価格が現行の見積り費用の水準を大幅に上回る状況が続いておりまして、こうした需給調整費用について、今、国の審議会において需給調整市場の運用などについての議論がなされております。今後、そうした動向、影響は注視して、私どもとしましては分析を深めてまいりたいと思っておりますが、こうした足元の状況について今後、適宜適切な審議会でご説明させていただくことも検討したいと考えておりますので、その際には、また御理解のほどよろしくお願いしたいということを最後に申し上げさせていただきました。

以上でございます。

○山内座長      ありがとうございます。これについては、私どもと事務局でまた話し合って対応していきたいというふうに思います。

ほかにいらっしゃいますか。――ありがとうございました。先ほど言ったとおり、特に大きな反対はないということですので、本委員会のほうに御報告させていただきたいとい

うふうに思います。

それでは、本日予定していた議事は以上ということになります。議事進行については、事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鍋島NW事業監視課長 山内座長、大変ありがとうございます。

本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

次回開催につきましては、追って事務局から御連絡いたします。

それでは、第49回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——